

# 水質汚濁防止法及び茨城県 生活環境の保全等に関する 条例の改正について

平成24年5月

茨城県生活環境部環境対策課

# 水濁法改正の背景①

○工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。

事例数

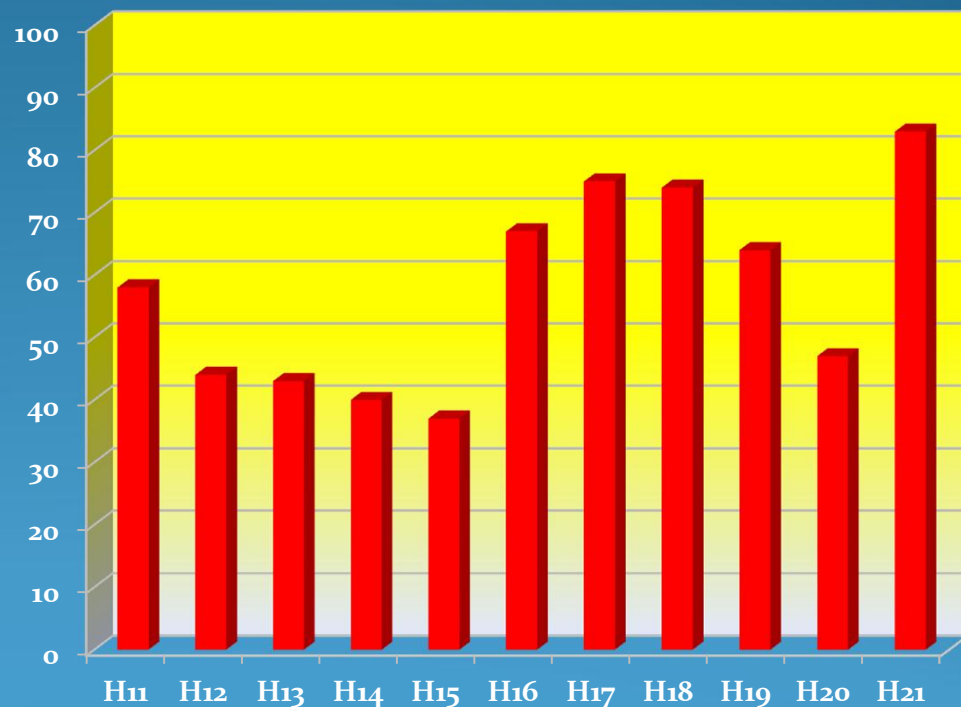


図 事例数の推移(環境省調べ、マニュアルより)

# 改正の背景②

## 工場・事業場における漏洩の原因

- 設備本体に附帯する配管部のつなぎ目・パッキン等の劣化・破損
- 廃液等の貯留設備・保管容器の劣化・破損等
- 設備の操作ミス
- 通常の作業工程中の漏洩(したたり落ち等)
- 溶剤や廃液等の移し替え作業時の漏洩

# 改正の背景③

## 地下への浸透の原因

- 設備の設置場所の床面の劣化等による亀裂
- 土間等の浸透性のある床から
- 排水溝・排水貯留施設等の亀裂
- 地下貯蔵設備本体又は付帯する配管等の亀裂

# 改正の目的

## 地下水

- 現在、日本の水使用量の1割強を占める
- 災害時の水源の確保として重要

地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。



**地下水汚染の未然防止が必要**

# 改正の経緯

○平成23年6月14日

水濁法の一部を改正する法律が成立

○平成23年6月22日

水濁法の一部を改正する法律が公布

○平成24年6月1日

水濁法の一部を改正する法律が施行

# 水濁法改正の概要

- (1) 対象施設の拡大
- (2) 構造等に関する基準の順守義務
- (3) 定期点検の実施、記録の義務



# 対象施設の拡大

## 新たに設置の届出が必要になる施設

(法第5条第3項)

①有害物質貯蔵指定施設

②有害物質使用特定施設であって排水の全量を下水道に排出するなど、水濁法に基づく届出を行っていない施設



# 有害物質貯蔵指定施設

指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。)であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。(法第5条第3項)

【指定施設】(施行令第4条の4)

法第5条第3項の政令で定める指定施設は、第2条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする

【第2条に規定する物質】

有害物質(カドミウム等26項目)

# 指定施設に係る注意事項①

## ○「貯蔵する施設」

貯蔵することが目的である施設

\* 有害物質貯蔵指定施設に該当しないもの（環境省マニュアルより）

・生産工程の中に一体として組み込まれ、一時的に有害物質が通過したり貯留したりする工程タンク等、生産施設と一体となった施設

・排水処理工程の中に一体として組み込まれている廃液タンク等（排水処理施設とみなされる）

# 指定施設に係る注意事項②

## ○「有害物質を含む水」

「水」・・・水濁法上「液状のもの」と同義

・「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件

→ 法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により、有害物質が検出される場合

## ○「液状の物を貯蔵するもの」

有害物質を含む水が液体で漏洩するような施設を対象とする。

→ 有害物質であっても、固体、気体を貯蔵している施設は対象外

# 指定施設に係る注意事項③

## ○「貯蔵する」

- ・有害物質を貯蔵することを目的とする施設が対象
- ・有害物質が不純物として含有される場合については対象にならない

(例1)ガソリンタンクは不純物としてベンゼンが入っているが、不純物であるため対象外。

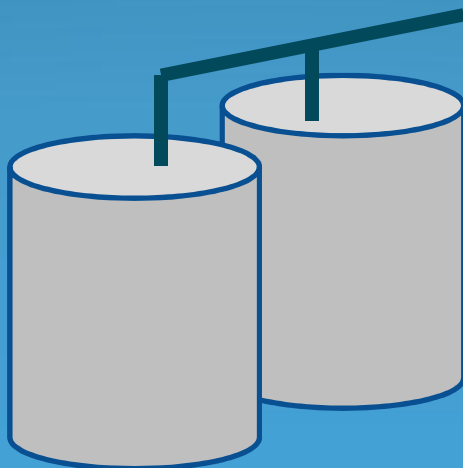
(例2)カドミウムを含む廃水タンクで、カドミウムを除去するためにいったん貯蔵する目的で設置される施設はカドミウムの濃度が微量であっても対象となる。

# 指定施設に係る注意事項④

## ○「施設」

工場・事業場に一定期間設置されるものをいい、  
常時移動させながら使用するものは該当しない。  
ドラム缶等は一般的に施設に該当しないが、一定  
期間、一定の場所に固定して使用(常時配管等が  
接続されている場合等)する場合は対象となる。

該当例



# 有害物質使用特定施設に係る注意事項

○既に法第5条第1項又は第2項に基づいて届出が行われている施設については、改めて届出を行う必要はない。

○新たに届出が必要な施設

雨水を含め排水の全量を下水道や共同処理施設(特定施設第74号)に排出する施設



# 施設の届出

既設の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設で、改正法により新たに届出対象となった施設



改正法施行日から30日以内(平成24年6月30日まで)に届出が義務づけられている  
(法附則第3条)



# 構造等に関する基準および定期点検について

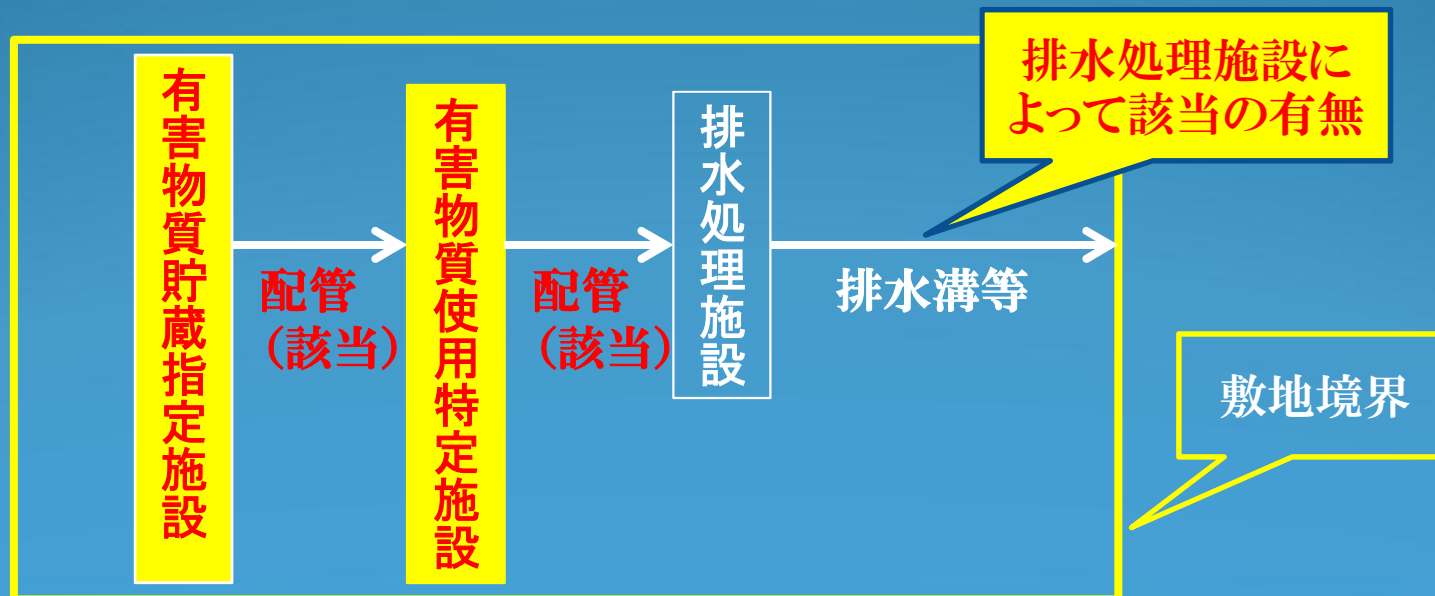
## 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者の義務

- ①有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（構造等に関する基準）を遵守しなければならない（法第12条の4）。
- ②施設について、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない（法第14条）。

# 基本的な考え方①

○構造等に関する基準及び定期点検の方法の適用範囲

施設本体、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管等、施設本体に付帯する排水溝等



## 基本的な考え方②

○構造等に関する基準と定期点検の方法はそれぞれ別個に規定されておらず、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより規定されている。

○既設の施設に対して事業者の選択を可能とする。

# 組み合わせの例

- ①有害物質使用特定施設等が必要な材質や構造を有していて漏えいを防止できることが確保されていれば、適切な頻度(例えば年に1回)で目視による定期点検を行う。
- ②材質及び構造による漏えい防止が十分に確保できない既設の施設であれば、目視による定期点検の頻度を多くすることで漏えいを防止する。
- ③目視による定期点検ができないような既設の施設であれば、早期に漏えいを発見するため、漏えいを検知するシステムを導入して、適切な頻度で定期点検することにより、地下浸透を防止する。

# 対象施設毎の基準①

## (1) 新設の施設を対象とした措置(A基準)

新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。

## (2) 既設の施設を対象とした措置(B基準)

既設の施設に対する実施可能性にも配慮した構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をA基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする。

# 対象施設毎の基準②

## (3) 既設の施設について改正水濁法の施行後3年間適用できる措置（C基準）

既設の施設については、改正水濁法施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間では、定期点検のみが適用される。

このため、基本的には、新設の施設を対象としたA基準及び既設の施設を対象としたB基準に対応する定期点検の内容よりも、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容はより充実したものとする。

ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には配慮する。



# 対象施設と各基準の関係

	改正水濁法施行後3年間	施行後3年以降
新設の施設	<u>A基準</u> のみが適用される	
既設の施設	<u>C基準</u> * 構造等に関する基準が適合していれば、A基準及びB基準が適用可能	<u>B基準</u> * 構造等に関する基準が適合していれば、A基準が適用可能



# 施設設置場所の床面及び 周囲に係る基準①

## A基準（規則第8条の3）

①床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性および不浸透性を有する材質で被覆が施されていること

（被覆材例）

耐溶剤性：フラン樹脂

耐酸性：フラン樹脂、ビニルエステル樹脂、不飽和ポリエステル

耐アルカリ性：上記の他、エポキシ樹脂等

# 施設設置場所の床面及び 周囲に係る基準②

②防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置が設置されていること。

定期点検：目視等による破損等の異常の確認を行う。

## \* 施設の床面の下部に点検可能な空間がある場合

床下の空間(1階や地下室)において日常的な点検によって目視で容易に確認できる場合は、床面及び周囲の基準を満たすことは要求されない(ただし点検頻度を高める必要あり)。

# 施設設置場所の床面及び 周囲に係る基準③

## B基準（附則第3条）

①施設本体が床面から離して設置され目視による点検が可能な場合

→施設本体の下部の床面の対策を求めない代わりに、施設本体の下部からの漏洩の点検の頻度を高める

②施設本体が床面に接して設置されている場合

→施設の下部の床面からの漏洩を検知できる設備（\*）を適切に配置する等

\* 水を採取するための検査管又は観測井、ガス採取管、検知用のセンサー

# 施設本体に付帯する配管等（地上に設置する場合）の基準

\* 配管等：施設に付帯する配管本体、継手類、バルブ類、ポンプ設備等

## A基準（規則第8条の3）

漏洩を防止できる材質及び構造とする（\*1）か、目視で容易に漏洩が確認できるように配管等を床面から離して設置する。

### \*1 配管等に要求される事項

（ア）漏洩を防止できる強度

（イ）有害物質により容易に劣化するおそれのないもの

（ウ）配管等の外面に腐食を防止する措置が講じられていること

# 施設本体に付帯する配管等（地上に設置する場合）の基準②

## B基準（附則第4条）

配管等を、有害物質を含む水の漏洩を目視により確認できるように設置する。

## 定期点検

目視等による破損等の異常及び漏洩の有無を確認する。

A基準：1年に1回以上

B、C基準：6か月に1回以上



# 施設本体に付帯する配管等（地下に設置する場合）の基準

## A基準（規則第8条の4）

（ア）トレンチ構造（細長い溝の中に配管等が設置）

トレンチからの地下への浸透を防止できる材質及び構造とする。  
定期点検で目視等による破損等の異常及び漏洩の有無を確認する。

（イ）配管等が埋設されている場合

配管等からの地下への浸透を防止できる材質及び構造とする。  
目視等による点検が困難であるため、目視等によらない方法（漏洩を検知できる設備等）で点検を行う。

## B基準（附則第4条）

（ア）トレンチ内に設置し、漏洩を確認できる構造

（イ）漏洩等を確認できる設備を設けること

# 施設本体に付帯する排水系統 の設備の基準

\* 有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます、排水ポンプ等

## A基準(規則第8条の5)

有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造(強度、耐薬品性)とすること

## B基準(附則第5条)

漏洩等を確認できる設備の設置

## 定期点検

目視等による破損等の異常及び漏洩の有無を確認する(頻度は基準毎に異なる)。



# 地下貯蔵施設の基準

**A基準(規則第8条の6)** (次のいずれにも適合すること)

- (ア) タンク室内に設置、二重殻構造等
- (イ) 地下貯蔵施設の外面には腐食防止の措置を講じる
- (ウ) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置する

**B基準(附則第6条)** (次のいずれか)

- (ア) 漏洩等を確認できる設備の設置
- (イ) 貯蔵設備の内部コーティング

## **定期点検**

目視等による点検が困難であるため、目視等によらない方法(漏洩を検知できる設備等)で点検を行う。

# 既存施設に対する適用猶予

既存の有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設については、構造等に関する基準等は3年間適用しない。

(法附則第4条)

※法の施行日が平成24年6月1日であるため、平成27年5月31日までは適用されない。

# 届出様式の記載①

## 様式第1(第3条関係)

### 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地			受理年月日	年月日
第5条第1項関係	特定施設の種類の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			

対象施設を選択

該当欄にチェック

有害物質使用特定施設のみ

# 届出様式の記載②

## 別紙1 抜粋（第5条第1項関係） 特定施設の構造

能力				
配置				
設置年月日	年	月	日	年
工事着手予定年月日	年	月	日	年
工事完成予定年月日	年	月	日	年
使用開始予定年月日	年	月	日	年
その他参考となるべき事項				

別紙の記載にあたっては、できる限り、図面、表等を利用する

有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。  
防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。  
(例)  
床面:コンクリート  
フラン樹脂により表面を被覆(図示)  
防液堤容量:10m<sup>3</sup>

# 届出様式の記載③

## 別紙1の2 (第5条第1項関係) 特定施設の設備

工場又は事業場における 施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載
構 造		設備の材質(〇〇製, 〇〇により被覆等)を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載
主 要 寸 法		設備のうち、主なものについて寸法を記載 (配管:口径〇cm, 長さ〇m等)
配 置		建物の名称・位置等を記載する(図示)とともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記する

# 届出様式の記載④

## 様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙 <sub>12</sub> のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙 <sub>13</sub> のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙 <sub>14</sub> のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙 <sub>15</sub> のとおり。		

該当欄に  
チェック



# 届出様式の記載⑤

別紙13（第5条第3項関係）

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	
設備	施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載
構造	設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載
主要寸法	設備のうち、主なものについて寸法を記載
配置	建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記する



# 届出様式の記載⑥

## 別紙14 抜粋 (第5条第3項関係)

### 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

使用時間間隔	
1日当たりの使用時間	
使用の季節的変動	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	
その他参考となるべき事項	

当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載

有害物質使用特定施設の場合に記載

有害物質貯蔵指定施設の場合に記載

# 定期点検の記録内容

〇〇株式会社	(所在地)
点検年月日	平成〇年〇月〇日 〇〇時～〇〇時
点検を実施した者	
点検実施責任者	

**\* 点検結果の記録は  
3年間保存する**

点検を行った有害物質使用 特定施設等	(有害物質使用特定施設名称等) (「〇〇に付帯する配管」等)
施設の場所	〇〇棟1階〇〇室(別図等で図示) 配管等はその対象範囲を図示
点検の方法	目視, 湛水試験, 機密状態の試験, 流量等変動計測  (具体的な点検手順を記載) 〇〇施設に〇〇を〇L充填し, 〇〇時間静置後に, 水位計により水位を測定した。 開始時水位: 〇〇m 〇〇時間後水位: 〇〇m
点検の結果	床面のひび割れ
	被覆の損傷
	配管等の亀裂, 損傷, その他の異常
	有害物質を含む水の漏洩の有無
講じた補修その他の必要な 措置の内容	亀裂のある配管を交換(交換前後の写真等添付) 配管下部付近の漏洩の有無確認(土壌調査等)

**事故発生時には, 速やかに事故の状況および講じた措置の概要を都道府県知事等に届出なければならない。  
(法第14条の2第2項)**

# 計画変更命令 (法第8条第2項)

都道府県知事等は、特定施設等の設置の届出、若しくは第7条に基づく構造等の変更届出があった場合において、当該施設が有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務に規定する有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準に適合していないと認めるときは、構造等に関する計画の変更又は廃止を命じることができることとする。

# 改善命令（法第13条の3）

都道府県知事等は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者が構造基準等を遵守していないと認めるときは、施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善、又は施設の使用の**一時停止を命ずることが**できることとする。

# 茨城県生活環境の保全等に関する条例の改正①

水質汚濁防止法の改正により、有害物質を使用等する特定施設等に対して地下水汚染未然防止に係る規制がなされたことを踏まえ、有害物質を使用等する条例の排水特定施設（以下、「有害物質使用排水特定施設」という。）に対しても同様の規制とし、地下水汚染未然防止を図るため、同条例を改正した。

**改正後の条例 平成24年6月1日施行**



# 茨城県生活環境の保全等に関する条例の改正②

## 【主な改正内容】

- ①有害物質使用排水特定施設の設置等届出の義務を創設
- ②有害物質使用排水特定施設の構造基準等に関する遵守義務を創設
- ③有害物質使用排水特定施設の構造等の定期点検義務を創設



# 茨城県生活環境の保全等に関する条例の改正③

## ○「有害物質使用排水特定施設」(条例第58条第4項)

有害物質使用施設のうち、水質汚濁防止法第2条第8項に規定する有害物質使用特定施設及び同法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設以外のものをいう。

## ○構造基準等の遵守義務(条例第59条)

有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

## ○定期点検等(条例第61条)

規則で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

# 融資制度

## 国の融資制度の例

- ・ 日本政策金融公庫 事業資金融資  
セーフティネット貸付  
環境・エネルギー対策資金  
詳細は→ (HP) <http://www.jfc.go.jp/>

## 茨城県の融資制度

- ・ 環境保全施設資金融資

県内の中小企業者に対し、環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する際に要する資金の融資あっ旋及び利子補給を行うもの

\* 詳細は茨城県環境対策課HP参照

# 改正水濁法に係るQ&A①

Q1 PCBが含まれている機器を保管しているが、これは有害物質貯蔵指定施設に該当するのか。

A1 当該機器は施設には該当しないことから、有害物質貯蔵指定施設には該当しない。

Q2 下水道に全量を放流している研究施設の洗浄施設(特定施設)について、放流水が検出限界未満であれば、有害物質使用特定施設に該当しないか。

A2 有害物質を洗浄しているのであれば該当する。  
ただし、有害物質が検出限界未満の場合は、有害物質を含む水とならず、したがって、洗浄施設からの放流水中の有害物質が常時検出限界未満の場合には、当該施設に付帯する排水溝等には構造等の基準が適用されない。

# 改正水濁法に係るQ&A②

Q3 マニュアルのP12に生産施設や処理施設の中に一体として設置された施設についての取扱いについて記載されているが、一体か否かをどのように判断するのか。

A3

○生産工程と一体であるタンクとは、例えば、製造原料、中間物、製品、助剤等を計量、分析又は一時貯蔵するためのタンクで生産設備に付属しているものをいう。

○外部から原材料が搬入された時に、搬入が行われるタンクについては、そこでいったん原材料が貯められ、一定期間タンク内にとどまっている(貯蔵されている)ことが通常であり、一般的には貯蔵施設と考えられる。

○製品の出荷や廃液の外部処理のために搬出が行われるタンクについても、同様の理由により、一般的には貯蔵施設と考えられる。

**\*「一体であるか否かは、当該施設と貯蔵タンク等が距離的にも機能的にも一つの施設として捉えられる否かで判断する。」**

# 参考

## 環境省ホームページ

### 水質汚濁防止法の改正について

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

- [地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル](#)
- [改正水質汚濁防止法に係るQ&A集](#)

## 茨城県ホームページ

### 茨城県生活環境の保全等に関する条例について

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/kantai/law/seikan-kaisei.html>